出産準備教室

対区内在住で妊娠中の方、家族など 申電子申請

平日開催	沐浴(もくよく)、妊婦の体と心の変化、産前産後の生活
土曜日開催	沐浴、産前産後のママとパパの変化の違い、両親での子育て
歯科・栄養	妊娠中、産後の歯や食事のポイント

健診・相談

申むし歯予防教室＝電子申請、歯科・栄養相談＝問合先へ電話

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	乳幼児の発育状態などの診査、該当者へ郵送でお知らせ
むし歯予防教室(3歳未満)	歯の生え方とむし歯予防の話、口の観察とケアの仕方、はみがき練習
歯科相談(3歳未満) ※障がいのあるお子さんは就学前まで	歯や口腔に関する個別相談
栄養相談	離乳食の進め方、幼児食の量・内容など

育児学級

申電子申請

離乳食の進め方(生後5・6か月)	離乳開始時のポイント
育児学級(生後7・8か月)	2回食への進め方、お口の発達とむし歯予防、試食有り
育児学級(生後9～11か月)	3回食への進め方、家族の食事、試食有り
育児学級(1歳～1歳3か月)	幼児食への進め方、むし歯予防のポイント、試食有り

問地域健康課業務係
大森 TEL 5764-0661 FAX 5764-0659
調布 TEL 3726-4145 FAX 3726-6331
蒲田 TEL 5713-1701 FAX 5713-0290
糀谷・羽田 TEL 3743-4161 FAX 6423-8838



大田区奨学生(給付型)

令和9年4月に高校などへ進学し、奨学金を希望する生徒を募集します。
●奨学金支給額＝8万円(入学準備金相当として1回限り)
●支給時期＝令和9年3月
対次の全てに該当する方
①給付する日の1年前から引き続き、区内に居住している保護者などに扶養されている
②令和9年4月に学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に進学予定である
③令和8年度住民税非課税世帯(同一世帯の方全員が非課税であること。生活保護受給世帯は除く)
④学業成績が5段階評価で平均3.0以上である
申11月9日～令和9年1月8日(消印有効)に問合先へ必要書類(問合先で配布。区HPからも出力可)を持参か郵送
問福祉管理課援護係
TEL 5744-1245 FAX 5744-1520

受験生チャレンジ支援貸付

学習塾などの受講料や高校・大学受験料の貸し付けを無利子で行います。高校や大学などに入学した場合は、申請により返済が免除になります。詳細はお問い合わせください。

対中学3年生、高校3年生、これらに準ずるお子さんを養育し、世帯収入が一定の基準以下であるなどの要件に該当する方

対象費用	貸付額
学習塾などの受講料	上限30万円
受験料	中学3年生＝上限27,400円、高校3年生＝上限12万円

●申請期限＝令和9年1月29日必着
問(社福)大田区社会福祉協議会
TEL 3736-2026 FAX 3736-2030

就学通知書の送付

4月に区立小・中学校に入学するお子さんの就学通知書を12月1日に送付します。
次のいずれかに該当する方は手続きが必要です。詳細は区HPをご覧ください。
①指定校以外の学校へ入学希望
②私立学校などへ入学予定
③区外の市区町村立学校へ入学予定
④区外の小学校を卒業して区立中学校へ入学予定

対小学校＝令和2年4月2日～3年4月1日生まれのお子さん、中学校＝平成26年4月2日～27年4月1日生まれのお子さん
問学務課学事係
TEL 5744-1429 FAX 5744-1536

高等学校等新入学時サポート事業

令和9年4月に高校などへ進学する子を養育する世帯を対象として募集します。
●支給額＝5万円(入学準備金相当として1回限り)
対区内在住で次の全てに該当する子を現に養育する同一世帯の生計中心者
①中学3年生かこれに準ずると認められる資格を有する
②令和8年度住民税非課税世帯(父母などの養育者全員が非課税)
③高等学校などに進学を希望している(令和9年4月入学予定)
④本事業と同じ目的の公的制度を利用していない
⑤令和8年4月1日時点で17歳以下
申11月11日～令和9年2月5日(必着)に問合先へ申請書(問合先で配布。問合先HPからも出力可)と必要書類を郵送か持参
問(社福)大田区社会福祉協議会
TEL 3736-2026 FAX 3736-2030

令和9年4月1日から窓口の受付時間を変更します



区では、行政手続きのオンライン化や証明書のコンビニ交付など、窓口に来庁せずに手続きできる環境づくりを進めています。

●令和9年4月1日(木)からの窓口受付時間
変更前＝午前8時30分～午後5時
変更後＝午前9時～午後4時30分
※職員の勤務時間(午前8時30分～午後5時15分)は変更ありません
※清掃事務所(大森・蒲田)は午前8時30分～午後4時に変更します

●対象施設
区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所など

●対象外施設
区民センター、文化センター、図書館、保育園、児童館、小・中学校など
※施設そのものの利用をサービス目的としている施設の受付時間は変更ありません



●窓口に行かなくてもできる手続きがあります！
窓口に行かなくても、次の方法で手続きや証明書の発行が可能です。スマートフォンやコンビニエンスストアで「いつでも・待たずに」手続きができます。ぜひ、ご活用ください。

①証明書コンビニ交付サービス
マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニなどで「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「課税(非課税)証明書」などが窓口より安い手数料で取得できます。

②オンライン申請(24時間受け付け)
出産・子育て・教育・介護・住民登録などに関する手続きが、スマートフォンやパソコンから24時間いつでも申請可能です。
10月1日から「住民票の写し」「課税(非課税)証明書」「納税証明書」「戸籍証明書」もオンラインで申請できるようになりました。

問企画課政策・企画担当 TEL 5744-1444 FAX 5744-1502

対対象 日日時 会会場 費費用 定定員 申申込方法 問問合先 EMEメールアドレス HP:ホームページ